

京都市告示第 385 号

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路に設けるすみ切りに関する特例について、次のように定めます。

平成 1 9 年 2 月 2 8 日

京都市長 榊 本 頼 兼

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路に設けるすみ切りに関する特例

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第 4 条第 5 号又は第 5 条第 2 号の規定に基づき周囲の状況によりやむを得ないと認めるものとする。

- (1) 次に掲げる地区又はその他の歴史的景観を形成している地域において、その町並みの景観を保存し、保全し、修景し、又は整備する必要があるとき
  - ア 京都市伝統的建造物群保存地区条例第 2 条第 2 項に規定する伝統的建造物群保存地区
  - イ 京都市市街地景観整備条例第 2 3 条に規定する歴史的景観保全修景地区
  - ウ 京都市市街地景観整備条例第 3 2 条に規定する界わい景観整備地区

- (2) すみ切りに相当する歩道があるとき

附 則

この告示は、平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)